



島根県報

令和2年11月17日（火）

号外 第 136 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

(道路維持課) 2

道路の供用開始

(") 3

告 示

島根県告示第664号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 11 月 17 日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長		
県 道	安来木次線	安来市植田町1番5地先から同地先まで	前	メートル 10.59～ 10.68	メートル 0.84	松江県土整備事務所 広瀬土木事業所 道路改良工事 拡幅
			後	13.69～ 15.63	0.84	
〃	益田種三隅線	浜田市三隅町岡見3020番4地先から同326番3地先まで	前 A	3.60～ 21.68	300.86	浜田県土整備事務所 左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 災害復旧工事 ダブルウェイ 迂回路設置
			後 A	3.60～ 21.68	300.86	
		後 B	4.00～ 36.79	390.84		
		浜田市三隅町岡見3020番1地先から同336番3地先まで				

島根県告示第665号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 11 月 17 日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	川本波多線	邑智郡川本町大字多田35番14地先から同番11地先まで	メートル 25.00	令和2年 11月17日	県央県土整備 事務所	
〃	益田種三隅線	浜田市三隅町岡見3020番1地先から同336番3地先まで	390.84	令和2年 11月17日	浜田県土整備 事務所	
〃	浜田美都線	浜田市弥栄町木都賀イ2367番1地先から同イ2361番3地先まで	130.40	令和2年 11月17日		